我が国の戦後の火災史概観

山 田 常 圭*

1. はじめに

火災には、落雷による林野火災やフェーン現象時下での都市大火のように自然災害として位置づけられるものもあるが、大半の火災は人為的に引き起こされ災害(都市公害の一部)として位置づけられる。標語にもあるように『火災は人災…』であり、個々の火災には、その時代時代の社会構造、生活様式が色濃く反映される。社会に内在する歪み・問題点が、火災という災害になって表出すると言っても過言ではない。それ故、火災の様相は国や地域、時代によってかなり違っているが、また一方では、異なった国で時を越えて類似の火災事例を見かける事もある。火災の歴史は、将来のより安全安心な社会を築く上で重要な情報となりえるのである。

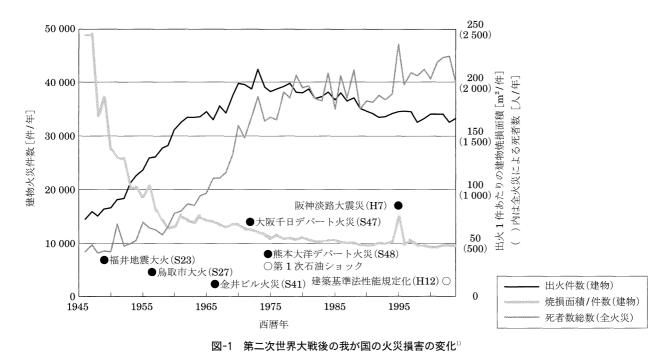
我が国では、風土的に諸外国に比べ多くの火災に遭遇し、火災史のネタには事欠かない。火災の記録を古まで遡って俯瞰することは文化的に非常に価値があるが、今日の我が国の防火工学上の課題と今後の方向性を把握する上では、戦後の復興期から高度経済成長を経た現在にいたる過程が重要と考えられる。本稿では、我が国における戦後の火災史、その中でも建物火災を中心に概観し、

その上で,現在の我が国の防火安全を巡る諸課題を紹介する。

2. 火災と時代背景

図-1¹⁾は、戦後の建物火災件数、建物焼損面積/建物火災件数、および全火災による死者の推移を示したものである。人によって時代の捉え方は多少異なるかもしれないが、概ね以下の3つの時期に分けられるのではないかと筆者は考えている。

出火件数および死者数のいずれもが,第2次世界大戦終結直後(1946)から第1次石油ショック(1973)まで,経済成長に符号するように急速に増加している。この期間の中にあって,建物火災1件あたりの焼損面積は,戦後非常に高いが,1960年代の初期にかけて急速に減少していることは一目瞭然である。この1960年代の初期までを,①都市大火頻発の時期,その後1970年代半ばまでを,②単体建物火災による多数死者発生の時期,と本稿では呼ぶことにする。この1975年前後を境に火災件数は漸減,また火災による死者の増加率も,それまでに比べれば緩慢な推移を示し現在に至っている。この時期は,さらに細分類できるかもしれないが,本稿では一



* やまだ・ときよし/総務省消防庁 消防大学校消防研究センター 研究企画部長

括して、③火災の多様化と防火安全対策の合理化の時期, として取り扱う。

以下,各々の時期について,社会的背景・防火安全上の施策の動きを,具体的な火災事例と併せて簡単に紹介し,その上で,現在置かれている我が国の防火安全上の課題について触れてみたい。なお,我が国の戦後火災年表 $^{22\sim5}$ (表-1~表-3) を巻末にまとめたので,本文とあわせて参照していただければ幸いである。

2.1 都市大火頻発の時期(戦後直後~1960年代初頭) 図-1中,建物火災1件あたりの焼損面積が大きいということは、市街地規模での大火が多いということに他ならない。例えば1995年の特異なピークは、阪神淡路大震災時の神戸市における多数の市街地火災を反映している。

もともと,戦前戦後に限らず木造密集家屋が多い我が 国の都市は、火災に対して脆弱な構造を有していたが、 広島駅前、明石市(1949)の大火のように、戦災復興時 の急ごしらえのバラックを中心に都市規模の大火となっ たものがこの時期には散見される。また一般的に、都市 大火はフェーン現象・強風のような気象要素が重要な役 割を果たしている場合が多く、この時期にもそうした事 例が多数見受けられる。鳥取市大火(1952)、新潟市大 火(1955)、福井芦原町・魚津市大火(1956)のように 日本海側の都市では、フェーン現象による都市大火が発 生している。また北海道岩内町大火(1954)のように台 風下の強風によって大火となった特異な事例もこの時期 に起きた。

こうした都市大火が頻発する中、消防庁では、消防組織法(1947)、消防法(1948)を制定し、常備消防力の増強や建物の消防設備の充実を図った。また建設省では耐火建築促進法(1951)や建築基準法令(1950)を制定し、建物の不燃化や、防火区画の整備等が進められた。こうした施策や、都市のスラムクリアランスが一巡した等の要因で、1960年代初頭を境に、一度に数百件単位で焼失する都市大火は影を潜めていくこととなった。もっとも、都市大火は根絶されたわけではなく、その後も、酒田市大火(1976)、阪神淡路大震災時の神戸長田・兵庫区を中心とする市街地火災(1995)、稚内市街地火災(2002)が発生している。これらについては、後ほど改めて紹介する。

この時期には、防火安全上無防備の木造建築物で火災が発生し多数の死傷者を出した単体建物火災もいくつか見られる。岡山県立聾学校寄宿舎(1950)では16名、横浜市聖母の園養老院(1955)では99名もの入所者が犠牲になった。どちらも木造2階建て建物で火の回りが速く、避難にハンディキャップを有する入所者が犠牲になった火災である。余談であるが、聖母の園養老院の火災の後に、東京消防庁では、戦中いったん廃止された専任救助隊制度(現在の特別救助隊レスキューチームに相

当)を再開させることとなった。この他、横浜桜木町では木造の列車火災(1951)により 106 名犠牲となった。建物、構造物の素材自体が可燃物であり、燃えるべくして燃え、犠牲者がでたというのがこの時期の単体火災の典型的なパターンであろう。これらの単体建物火災を受け、建築基準法では、防火区画の整備や、内装制限等、単体規定の充実が急がれることになった(1955~56)。

2.2 単体建物火災による多数死者発生の時期

(1960年代初期~1970年代半ば)

1955年から1974年に国内総生産がマイナスに転じるまでの約20年間は、経済成長率が年平均10%を超えるいわゆる高度経済成長時期にあたり、都市も建物も量的・質的に大きな変化があった時期である。中でも急速な建物の中高層化、耐火構造化は、それまでに無かった新たな様態の火災を引き起こし、防火安全対策が追従できず、一度に多くの犠牲者を出す痛ましい建物火災が相次いだ。鉄筋コンクリート(RC)や鉄骨等による耐火造建物の普及は、当初、都市および建築の防火安全上の諸課題を解消してくれると考える向きが多かった。確かに燃えにくくなることにより都市大火の危険性は大幅に低減されたが、建物が燃えにくくなったからといって、火災による死傷者は少なくならなかったのである。

耐火建物の火災の教訓としてしばしば取り上げられるのが、川崎市の金井ビル火災(1966)である。RC造6階建て雑居ビルの3階キャバレー部分で発生した火災で6階住居の12名が煙に巻かれ一酸化炭素中毒死した事例であり、耐火建物火災での煙の危険性を世の中に知らしめることとなった。今からすれば防火上それほど特異な問題ではなく、竪穴区画不良による上階への煙伝播あるいは延焼拡大の構図であったが、当時としては珍しく防火対策上多くの論議が交わされた。こうした防火対策としては、竪穴区画および排煙設備の建築基準法令、技術基準が整備された(1969、70)。しかしながら、法令の遡及適用や危険性の周知徹底が図られなかったこと等が災いして、類似の火災が種々の用途の建物で発生し、一度に大量の死傷者が発生する火災がこれ以降も多発することとなるのである。

その中でも多数の宿泊者を擁する旅館・ホテルにおいて多くの人が犠牲となった。菊富士ホテル(1966),池坊満月城(1968),寿司由楼(1971)のように,多くの場合,出火階ではなく,その上の階で逃げ場を失って死に至っている。こうした火災での主たる煙の伝播経路は階段やエレベータ,パイプシャフト等で,こうした竪穴部分における煙伝播や延焼経路としての危険性が,なかなか社会的に認知されなかった。このことが,我が国の一度に多数の犠牲者をだす建物火災を引き起こし続けた。また,それから40年近くになろうとしている現在においても我が国の悪しき火災の典型として引き継がれている。

15

の火災史上特筆すべき単体建物火災, 千日前ビル (1972) と大洋デパート (1973) が相次いで発生した。 どちらも 100 名以上の死者をだす火災であった。千日前 ビルの火災のパターンは先の金井ビルと類似している。 7 階建て複合用途ビルの 3 階で工事中に発生した火災で, 退路を断たれた 7 階のキャバレーの客・従業員の計 118 名が亡くなった。死因は煙と飛び降りによる打撲傷である。また, その翌年の大洋デパートでは, 営業時間中, 同時並行していた増築工事の失火により火災が発生した。 防火シャッターが閉鎖されなく, また階段を商品倉庫代わりに使用していた等, 防火管理上の問題とあいまって 避難が著しく阻害され, 103 名が亡くなった。

相次いで起きた多数死者発生の火災を受けて、建築基準法令では、防火区画・ダンパーの基準改正、内装制限の強化(1973)が、また消防法令では消防用設備等の強化がされ、法令としては異例の既存遡及が図られることとなった(1974)。

これ以降も現在に至るまで、大規模の単体火災が発生 し、そのたびに法令の改正が進められたが、単体建物の 防火対策の基本となる仕様書規定の項目はこの時期まで にほぼ整備されたと考えてよい。

2.3 火災の多様化と防火安全対策の合理化の時期

(1970 年代半ば~現在)

先に述べたように、1973年の石油ショックを境に建物の出火件数は、横ばいから漸減にと推移する。また、それまでうなぎのぼりに増えつつあった火災による死者の伸びも鈍化し、各種建物の防火安全対策が一巡し、それなりの効果が現れてきたようにみてとれる。

もっとも、この時期においても川治プリンスホテル (1980)、ホテルニュージャパン (1982) にみられるように、旧態然とした脆弱な防火性能や防火管理体制の建物において、相変わらず一度に大量の死傷者がでる火災は発生している。残念ながら、新宿歌舞伎町 (2001) を挙げるまでもなく、現在もこの傾向は散発的に続いている。

こうした旅館・ホテル火災を受けての施策として特徴的なのは、従来のようにハード的な対策というよりは、いわゆる「適マーク」(1981) や、立ち入り検査の強化、違反措置命令の適正な執行(2002)といったソフト的な対応に重点が移ってきたという点にある。

この時期には、単体建物火災とは異なった火災も目につくようになってきた。社会インフラに係わる事故・火災が、新たに発生してきたことが特徴の一つとして挙げられる。火災そのものではないが、火災の危険性につながる事故として、岡山県水島精油所での重油流出事故(1974)が発生した。翌年にはこの事故を受けて、石油コンビナート等災害防止法が施行された。その後、東名日本坂トンネル火災(1979)、世田谷電話局洞道ケーブル火災(1984)といったような、火災による直接損害より、産業や都市インフラに大きな損失をもたらすような

火災が新たに出現してきた。また、アイシン精機刈谷工場 (1997) のように、工場の大規模化、分業・集約化により、いったん火災が発生すると、全体の製造ラインにも大きな支障が及び、経済的社会的に大きな打撃を被ることが社会的に認識され始めたのもこの頃からである。

さて、1960年代に終焉したと思われた都市火災も1980年前後から、再び出現することとなった。酒田市(1979)、久慈市(1983)、奥尻島の青苗地区(1993)、北海道阪神淡路大震災(1995)、また稚内市(2002)が挙げられる。昨今の耐火性が高まった市街地においても、強風、フェーン現象の気象要因、地震が契機となり、条件さえ揃えば、市街地火災が発生することを改めて思い知らされた事例である。

こうした市街地火災の新たな防火対策として、酒田市 大火を契機に建設省において防災対策室が設置され (1977)、都市における防災拠点開発事業が、都市の再開 発の中に位置づけられた。来たるべき首都圏直下型地震 に備え白髭地区再開発事業のような大型の事業も始めら れた (1978)。

建築の防火安全に係る基本的な法令・技術基準等の施策は、1970年代前半までに確立され、防災対策が浸透するにつれて、建物火災数が漸減してきた状況は先に述べたとおりである。これらの施策では一定要件の建物・防火対象物に対して、一律に法令の網をかぶせる仕様書規定がベースであった。こうした従来の施策とは別に、個々の建物の特性に合わせた防火安全の性能規定化への具体的な動きが1990年前後から始まり、2000年の建築基準法、同施行令の施行へと繋がってきた。

もともと防火安全における性能規定の必要性は、超高 層ビルのように従来の仕様書規定では対応できないよう な建物の安全確保に端を発している。1970年代に新宿 西口に超高層ビル群が立ち始めるのと時期を同じくして, 建築基準法施行令(第38条)の大臣特認による,防災 計画書の作成が制度化された(1972)。また建設省の 「建築物の総合防火設計法の開発(通称、防火総プロ)」 が完成をみた 1987 年以降、38 条に基づく既往の法令に よらない性能的な防火安全設計のニーズが増加してきた。 こうした性能規定化に向けての動きは、単に我が国の国 内事情だけではなく, 英国の建築法の性能規定化 (1984) や、1990年前後の日米貿易摩擦の激化(日米林 産協議やスーパー301号の発動等)といった海外事情と は無縁ではない。。まず手始めとして市街地における防 火上の観点から建設が原則禁止されていた木造3階建て 共同住宅が、性能的な防火安全の確認を経て建設可能と なった(1992)。また、防火総プロを始め、各種防火研 究成果をもとに建築基準法令・告示が整備され計算手法 が示されることにより(1998~2000),多くの一般の設 計者に合理的な防火安全の性能設計ができるような環境 が整えられた。

こうした建築基準法の性能規定化の流れを受けるように、消防法令においても性能規定化が図られてきている。この動きは、規制改革推進3カ年計画(2001年閣議決定)で加速された。この中では『基準の内容が技術革新に対して柔軟に対応できるものとなるよう、現在仕様書規定となっている基準については、原則としてこれをすべて性能化するように検討を行う』ことが謳われている。

こうした社会の要請を受け消防法の一部改正(消防用設備等の性能規定化:2003)が行われ現在も検討が継続中である。もっとも、性能規定による設計事例はまだ多くなく、防火安全上、社会にどのような影響を及ぼしているのか、その功罪については、今後、長期的に動向を注視していくことが必要である。

最後に, 最近の火災状況について触れる。建物火災に では、時期を問わず住宅火災が過半を占めている。例え ば,平成17年度では,約33000件の建物火災のうち 56% の約 18 000 件が住宅火災である。また、建物火災 の死者 1611 人中の 1432 人, 88% もの大多数を住宅が 占めている。紹介してきたように、過去、多数の死傷者 が発生した不特定多数を対象とする用途の防火対象物で の火災では、折に触れ防火安全対策の強化が図られてき た。ただし住宅、特に戸建て住宅においては、防火地域 における延焼防止性能の向上以外に, 単体としての防火 安全対策は施されてこなかった、私権に立ち入らないこ とを是としてきたといった方が正確かもしれない。しか しながら住宅火災は増加傾向にあり、犠牲者も漸増し手 をこまねいていることもできなくなってきた。一向に減 らない住宅火災に歯止めをかけるべく,消防庁では,新 築住宅における住宅用火災警報器の義務化(2004)を 行った。

また、最近発生している複数人の死者が発生する単体 建物火災では、社会構造的な課題を反映したものが多い。 過去の多数の死者が発生する火災は、旅館・ホテル、百 貨店のように大規模で、多くの在館者を擁している建物 で発生した。これに対して、最近では、新宿歌舞伎町明 星 56 ビル (2001) や, 長崎県大村市のグループホーム (2006), 宝塚のカラオケ店(2007) といったように, も ともと床面積が小さく住宅並みの空間スケールで発生し ている事例が目につく。小規模であるが故に、消防法や 建築基準法の網から漏れた建物で火災が発生し、犠牲者 が発生しているという点では、住宅火災と類似した火災 とみることができる。住宅火災でも高齢者が火災の犠牲 者になっているが,長崎グループホームのような,高齢 者を対象とした施設は、今後ますます増えることが予想 され、その防火安全対策にはきめ細かい配慮が必要と考 えている。

3. さいごに

我が国の戦後の火災に関連し, 主として建物火災と,

それに引き続く防火安全対策の変遷を簡単に紹介してきた。冒頭にも述べたが、火災は人間社会の活動の所産であり、その歴史は時代性、地域性を反映している。それ故、外国の火災と日本では、火災の様態、被害状況もかなり異なるⁿ。例えば、海外にあって我が国ではあまり見かけない大規模火災として、クラブやディスコでの火災が挙げられる。2000年以降に限っても、中国華南省洛陽市のディスコが入ったビルで309名亡くなった火災(2000)を筆頭に、インドネシアのカラオケバーでの火災(2000)では死者53名、ベネズエラ(2002)では、ホテル地下のディスコで火災が発生し、出口に殺到し50名近くが亡くなっている。米国ロードアイランドのナイトクラブ「ザステーション」(2003)でも、木造平屋建て建物から避難できず99名の死者、180名の負傷者をだした火災は記憶に新しい。

我が国において、十分な防火対策が講じられていることもあってか、こうした施設での大規模な火災は幸い起きていないが、以下の理由から潜在的な火災被害の危険性は少なくない点を念頭に置いておく必要がある。

現在の防災対策は、主として失火によって起きることが前提とされ、想定される火災規模も日常生活の想定範囲が前提である。しかしながら、最近の海外の火災事例では、想定外で引き起こされる火災、特に悪意をもったテロや犯罪による火災が少なくない。韓国の大邱市での地下鉄火災(2003)はその典型で、通常では出火が想定されない場所から火災が発生し、192名もの犠牲者をだした。また我が国でも、古くは、らくらく酒場(1976)、最近の新宿歌舞伎町(2001)のように、唯一の避難階段に放火され、多くの犠牲者をだした火災も現に発生している。我々の周囲を見渡しても、避難経路が一つしかないペンシルビルや地階の居酒屋を多く目にするが、人の善意を前提に防火安全が担保されている建物が少なくないのが現状であり、当面は、このような建物での火災リスク管理は自ら護るしか術がないように思われる。

ニューヨーク WTC 崩落(2001)の後、世界的にビルのオーナーや防火関係者で二つの論点が今後の課題として取りざたされたと聞く。一つは、危険性を事前に知らしめる(risk-informed)法令をいかに開発するか、もう一つは許容できるリスクレベル(tolerable risk level)をどうするかという点である。テロ犯罪を前提した防火安全対策には際限がない。どの程度の想定火災に備えていくのか、安全レベルをどうするのかは、今後社会的コンセンサス、投資対効果等を踏まえて検討していかなくてはならない防火安全上の大きな課題である。

参考文献

- 1) 消防庁:消防白書,平成18年版
- 2) (社)日本建築学会関東支部防火部会:防火年表(第2次案),昭 和57年3月
- 3) (社)日本損害保険協会:昭和災害史,平成2年発行

4) (社)日本火災学会:日本火災学会50年史,平成12年発行

- 5) (社)日本火災学会編:火災と建築,共立出版(株),2002年発行
- 6) 辻本 誠:防火規定に関する法律改正の概要,建築技術,2000.

11

1) 山田常主:諸外国における火災事例と防火上の課題,建築設備 & 昇降機 141 号, pp.54, 2003. 5

表-1 我が国の戦後の火災および主な防火対策年表 (1946年~1967年)

年(悪豚)		災事例	建築・消防行政
(西暦) 昭和 21 年	(単体) (*)内は焼失棟数 →	(都市大火) 5/20 福島県田島町大火(515 棟)	[消] 消防庁 [建] 旧建設省(国土交通省)関連事項
(1946)	 ↓ (*)内は焼死者数	6/8 新潟県村松町大火(1 337) 11/23 青森県五所川原大火(594)	
昭和 22 年 (1947)		4/20 長野県飯田市大火(3742) 4/29 茨城県那珂湊町大火(1508)	[消]消防組織法制定公布
		5/16 北海道三笠町大火(488)	
昭和 23 年 (1948)		6/28 福井地震による大火(3 851)	[消]消防法を制定公布
昭和 24 年 (1949)	1/26 法隆寺金色堂 4/14 弘前市津軽病院(10)	2/20 能代町大火(2 238) 2/20 明石市大火(450)	
(1010)	1/11 MINTEL/1988 (10)	3/27 広島駅前大火(663) 5/10 古平町大火(721)	
昭和 25 年	12/20 岡山県立聾学校寄宿舎(16)	4/13 熱海市大火(1 461) 5/13 上松町大火(615)	[建]建築基準法・同施行令公布(不燃材料の定義等) ・特殊建築物の耐火構造
(1950)		6/1 鷹巣町大火(599)	• 面積区画等防火区画
			・避難施設の設置, 構造 [消]消防法を一部改正 (法律 186 号)
昭和 26 年	4/24 桜木町電車火災(106)	4/24 山形県温海町大火(376)	・消防職員の立入検査 他 [建]公営住宅法公布
(1951)	5/19 北海道浜中村大原劇場(39) 11/24 勝浦町旅館(9名)	12/16 松坂市天火(1 155)	
IIII for on /r	12/2 釧路病院(18)	4/17 鳥取市大火(7 240)	「建]建築基準法改正
昭和 27 年 (1952)	6/15 足柄下郡,曽我脳病院(9) 11/30 かねやす百貨店	4/17 鳥取印入火(7240)	・防火 準防火地域の建ぺい率の緩和
昭和 28 年	4/5 宇都宮劇場(6)	5/23 北海道江別町(230)	[建]・耐火建築物促進法制定
(1953) 昭和 29 年	9/6 すばる座 9/15 大阪 OS 劇場(28)	12/10 新潟内野町(240) 9/26 岩内町大火(3 299)	
(1954)			「冰」」。似又叶朴体美巨人凯里
昭和 30 年 (1955)	2/17 横浜市聖母の園(99) 6/18 市川市式場精神病院(18)	5/3 大館市大火(345) 10/1 新潟市大火(892)	[消]火災予防対策委員会設置 [消,文化庁]「文化財防火デー 1/26」の制定
昭和 31 年	8/1 厩橋煙火爆発(18) 2/23 神田共立講堂	12/3 名瀬市大火(1 361) 3/20 能代市大火(1 475)	[建]建築基準法改正
(1956)		4/23 福井芦原町(737) 8/18 大館市大火(1 344)	• 防火区画の整備
昭和 32 年	4/2 明治座	9/10 魚津市大火(1 677) 4/2 新潟県分水町(378)	
(1957)	12/4 川奈ホテル	5/3 北海道下川町(170)	[741] 741 Abr + + Mr.
昭和 33 年 (1958)	2/2 東京宝塚劇場(3) 7/30 府中花火工場(11)		[建]建築基準法施行令の一部改正 ・貫通部分等の防火区画強化(ダンパー/埋め戻し)
昭和34年(1959)	1/26 熊本県「多良木病院」(12)	12/7 奄美大島瀬戸内町大火 (1628)	[建]建築基準法一部改正 ・耐火,簡易耐火建築物の規定
(1000)		(===-/	・ 特殊建築物等の内装制限
			・消火避難施設を要するものの拡張 「建]建築基準法施行令一部改正 ・準不燃,難燃材料の規定 ・特殊建築物,無窓の居室の内装制限強化
			特殊建築物、無窓の居室の内装制限強化耐火構造、防火構造、防火戸の強化
昭和35年			[消] 消防法を一部改正 ・防火,管理者制度 ・火災危険物品の規制
(1960)	3/8 徳山静病院(3) 7/22 レストラン東洋(7)		・火災危険物品の規制
昭和 36 年	10/29 香流精神病院(5) 3/17 浜松市歌舞伎座(6)	5/29 新里町(三陸)大火(1062)	・消防用設備等の基準を政令に [建]建築基準法を一部改正
(1961)	7/12 百貨店大丸	7/29 八戸市大火(720) 10/23 北海道森町(554)	・特殊建築物の防火上の制限強化 ・バー,キャバレー等追加
			・特定街区の制度 [建]建築基準法施行令一部改正
			[建]建築基準法施行令一部改正 ・内装制限強化(百貨店、キャバレー、自動車車庫等) ・特殊消火設備を設けた部分の内装、防火区画の緩和
四升 97 年	1/95	0/26 短江本大水(496)	[消]消防法施行令を制定(政令 27 号)
昭和 37 年 (1962)		9/26 福江市大火(486)	[7.15] 7.15 M + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
昭和 38 年 (1963)	8/8 福山市旅錦水別館(6) 8/22 西武百貨店(7)		[建]建築基準法を一部改正 ・特殊建築物の内装制限強化(高さ 31 m を越えるもの)
			・容積地区の制度 ・高さ制限(31 m 等)の撤廃
			[消]消防法を一部改正 ・消防用機械器具等の義務検定制度
昭和39年(1964)	2/13 銀座松屋 3/30 伊丹市常岡病院(9)	5/15 利尻島大火(240) 6/16 新潟市(地震)石油コンビナー	[建]建築基準法施行令一部改正 ・耐火構造(部位別,階別に要求)
(1004)	4/23 宇都宮山崎百貨店 7/14 勝島倉庫爆発(19)	下大火(346)	- 防火区画強化(11 階以上の部分)
	11/22 浅草舌景館(7)		・歩行距離強化(15階以上の部分)・特別避難階段の設置強化(15階以上の部分)・避難階段等の階段室の内装制限強化
			・特避附室の排煙設備設置義務 ・高さ31 m 以上の内装制限強化
			[消] 消防法施行令を一部改正(政令 223 号) ・11 階以上の消防用設備等の強化
昭和 40 年	4/10 渋谷東急ビル	1/11 大島元町大火(585)	[建]建築基準法告示の追加
(1965)	10/1 滋賀県庁別館(4) 10/4 足立区喫茶ニューブリッジ(5)		・耐火構造の指定の方法 [消]消防法を一部改正
			・危険物関係規定の整備・屋外の火災予防及び立入検査の規定整備 他
昭和 41 年 (1966)	1/9 川崎市金井ビル(12) 3/11 菊富士ホテル(30)	1/11 三沢市大火(282)	[消]消防法施行令を一部改正(政令127号) ・消防設備士が行う工事,設備
昭和 42 年	1/5 横浜市植松病院(4)		[消]消防法を一部改正
(1967)	9/13 寝屋川第 1 センタービル(5)		・液化石油ガス等に対する予防措置の強化等

表-2 我が国の戦後の火災および主な防火対策年表 (1968 年 \sim 1979 年)

年(西暦)	主な火		建築・消防行政
(西暦) 昭和 43 年	(単体) 1/15 小田急 OX 町田店	(都市大火) 10/12 秋田大館市(281)	[消]消防庁 [建] 旧建設省(国土交通省)関連事項 [消]消防法施行令を一部改正(政令 47 号)
(1968)	1/17 喫茶田園(5) 1/27 地下鉄日比谷線火災		・圧縮アセチレンガス等の貯蔵、取り扱う場合の届出 [消]消防法を一部改正 (法律 95 号)
	3/13 有楽町ビル(3) 3/18 浅草国際劇場(3)		・防火管理業務の拡大・高層建築物、地下街等の防火管理体制の強化
昭和 44 年	11/2 池之坊満月城(30) 2/5 盤光ホテル(31) 3/29 大久保トルコその(5)		[建]建築基準施行令の一部改正追加
(1969)	3/29 大久保トルコその(5) 11/9 藤井精神病院(6)		・防火区画の強化(竪穴区画等) ・避難施設の強化(二方向避難,避難距離,避難階段) ・内装制限強化(避難路の準不燃化等) ・風道等貫通部分の不燃化
			・ 内装制限強化(避難路の準不燃化等)
			[建]建築基準法 告示の一部追加 ・地下街の部位の耐火性能
			・準不燃材料、難燃材料の指定 [消]消防法施行令を一部改正(政令 18 号) ・共同防火管理を行う防火対象物
			・ 所災防火対象物, 防炎性能基準 (令別表(5)イ,(6)イ項に自動火災報知設備遡及)
昭和 45 年 (1970)	2/3 つるやホテル 2/6 豊栄百貨店		[建]建築基準法 告示の一部追加 ・防火に関する基準の強化
(1910)	2/15 奥道後温泉ホテル(1) 4/8 大阪天六ガス爆発事故(79) 6/29 両毛精神病院(17)		・ 切べに関する基準の強化 ・耐火・簡易耐火建築物にしなければならない建築物 ・内装制限を受ける建築物の範囲拡大
	6/29 両毛精神病院(17) 9/10 福田屋百貨店		・避難、消火等に関する基準の整備(排煙設備等の技術基準)
	12/26 水戸市中央ビル(2)		・非常用エレベータの設置 [消]消防法施行令を一部改正(政令 18 号)
			建築基準法及び同施行令の一部改正に伴う関連する事項の整備
			[建]建築基準施行令の一部改正追加 ・不燃材料の指定(政令で明文化)
			・防火区画・無窓の民家に排極設備 内装制限等の義務づけ
			・ 特殊建築物等の内装強化 ・ 排煙設備,非常用照明等の技術基準
			[建] 建築基準法告示の一部追加 ・1828 号 不燃材料の指定(基準,表面試験による)
昭和 46 年 (1971)	1/1 姫路市国際会館(2) 1/2 寿司由桜(16) 2/2 宮城県岩沼町小島病院(6)		[建]土塗壁同等の構造基準 ・一般構造
	2/2 宮城県岩沼町小島病院(6) 5/12 田畑百貨店(1)		・防火性能試験(JIS A 1301 の防火試験による) [消]消防法を一部改正(法律 97 号)
			・防火管理措置命令 ・別表の改正等
昭和 47 年 (1972)	2/25 椿グランドホテル(3) 5/13 千日デパートビル(118) 11/6 北陸トンネル(30)		[建]防災計画書の作成 ・38 条による高層建築物等
	11/6 北陸トンネル(30)		[消]消防法施行令を一部改正(政令5号) ・防災防火対象物、防災対象物品の拡大と性能基準 ・消防用設備等の強化と基準
			- 1/21/205万法寺を一部改正(左律 94 号)
			・防炎物品の販売等の表示義務 ・防炎性能の遡及 「消]消防法施行令を一部改正(政令 411 号)
			・防火管理者の資格及び責務の強化 ・消防用設備等の強化(複合防火対象物への適用強化等)
昭和 48 年 (1973)	3/8 済生会八幡病院(13) 4/20 青森市民病院(3)		[建]建築基準施行令の一部改正追加 ・防火戸の構造強化
(10.10)	9/25 西武高槻ショッピングセンター (6)		・防火ダンパーの基準 ・2以上の直通階段を設ける建築物の範囲拡大
昭和 49 年	11/29 熊本大洋デパート(103) 2/17 神戸デパート(1)		・特殊建築物の内装制限強化(天井準不燃以上) [消]消防法等を一部改正(法律 64 号)
(1974)	12/18 水島コンビナート原油流出事故		• 防火管理措置命令
			・消防用設備等(地下街の強化他) [消]消防法施行令を一部改正(政令 188 号) ・消防用設備等の強化(特定対象物(百貨店,旅館等)へ
			の既存遡及) ・消防用設備等の維持管理及び防火管理体制の強化
			L消」消防法施行令を一部改止(政令 252 号) ・消防用設備等の強化(基準の改正,点検報告,遡及対象
昭和 50 年	3/1 池袋朝日会館(5)		物,地下街強化) 石油コンビナート等災害防止法公布
(1975)	3/10 千成ホテル(4) 10/5 袋田長生閣 10/10 日本芸士		
BUILD F. S.	12/19 日立市キャバレーゴールドクィーン(3)	10/00 755555 1 1 (1 == 2)	Franchis Media Maria Company
昭和 51 年 (1976)	12/4 墨田区国松ビル(6) 12/16 旭川市今井ビル(3) 12/26 沼油市ミス・スグ海場(15)	10/29 酒田市大火(1 774)	[建]建築基準法を一部改正(83号) ・建築物の防災強化(耐火建築物の範囲の拡大)(耐火建
	12/26 沼津市らくらく酒場(15) 		築物としなければならない建築物の範囲の拡大) [建]都市防災対策室設置 [74]都等基準は先三の一級治力
			[建] 建築基準法告示の一部追加 ・準不燃材料及び難燃材料を推定する告示 ・毒性試験の追加
昭和 52 年 (1977)	2/6 白石中央病院(4) 5/13 岩国病院(7)		[建]建築物防災対策室(建設省住宅局建築指導課)設置
	12/18 丸井荘(4)		[建] 古宁初白影伽区市胆效市》 (叶巛 hu 上) ha r
昭和 53 年 (1978)	3/10 新潟市エル・アドロ(11) 5/29 東急ストアー辻堂(1) 6/15 ビジネスホテル白馬(7)		[建]東京都白髪地区再開発事業(防災拠点)竣工 [消]消防法施行令を一部改正(政令 363 号) ・防災対象物品としてじゅうたん等を追加
	6/16 ビジネスポテル日馬(1) 9/26 松本市(株)タカセ(6) 11/19 天狗ビル(4)		・ 防火刈家物品としてしょうだん寺を追加 ・ 消防用設備等の設置強化 (バー, 料理店等に自動火災報 知設備, 避難器具を設置)
1777 £ 4 /r			
昭和 54 年 (1979)	3/20 上越新幹線大清水トンネル工事 現場火災(16) 7/11 東名日本坂トンネル(7)焼失自		[関係省庁申合せ]トンネルにおける自動車の火災事故防止等に 関する当面の措置について 「交通対策本部]トンネル等における自動車の火災事故防止対策
	1/11 東名日本坂トンネル(7)焼天日 動車数 173 台。 11/9 イトーヨーカ堂大山店		[- (父趙刈東本部] トノネル寺における日期単の欠火争故防止刈東 について
	エバッ・ローコール 至八川泊	L	

Vol. 45, No. 9, 2007. 9

表-3 我が国の戦後の火災および主な防火対策年表 (1980 年 ~ 2007 年)

年	主な火災	事 例	建築・消防行政
(西暦)	(単体)	(都市大火)	[消] 消防庁 [建] 旧建設省(国土交通省)関連事項
昭和 55 年 (1980)	8/9 京王百貨店前バスターミナルバ ス放火事件(6)		[建]建築基準法施行令の一部改正 ・防火ダンパー
(====,	ス放火事件(6) 8/16 静岡駅前ゴールデン街ガス爆発 火災(15)		
mater so tr	11/20 川治プリンスホテル(45)		[28] 2844年在年刊中 如本工
昭和 56 年 (1981)			[消]消防法施行規則の一部改正 ・静岡駅前ガス爆発を契機にガス漏れ警報機設置 他 [消]「表示・公表」制度発足 いわゆる「適マーク」表示制度
昭和 57 年 (1982)	2/8 ホテルニュージャパン(32)		[消]消防法施行規則の一部改正 ・各種消火設備の消火性能の技術基準整備 ・誘導灯,標識のシンボル
昭和 58 年 (1983)	2/21 蔵王観光ホテル火災(11) 2/22 万座温泉ホテル火災	4/27 久慈市大火(167)	
昭和 59 年 (1984)	2/19 尾道市「精神科青山病院」(6) 11/16 世田谷電話局洞道ケーブル火災		
昭和 60 年 (1985)			
昭和 61 年 (1986)	2/11 熱川温泉ホテル大東館(24) 4/21 東伊豆河津町菊水館(3) 7/31 神戸市陽気寮火災(8)		
昭和 62年 (1987)	6/6 東村山市老人ホーム松寿園火災(17)		[建]建築基準法の一部改正 ・木造建築物の防火壁規定の合理化 ・準防地域内の木造3階住宅の許容 [消]消防法施行令の一部改正 ・社会福祉施設,病院へのSPの設置基準強化
昭和 63 年 (1988)	7/15 中国自動車道境トンネル追突炎 上火災(5) 12/30 別府ホテル望海荘(3)	12/15 伊東市駅前商店街大火(39)	
平成元年 (1989)	2/10 調布市日活撮影所 8/24 スカイシティー南砂高層マンショ ン		
平成 2 年 (1990)	3/18 長崎屋尼崎店火災(15)		
平成3年 (1991)			
平成4年			[建]建築基準法の一部改正 (法律 82 号) ・準耐火建築物の創設
(1992) 平成 5 年 (1993)		7/12 北海道南西沖地震による奥 尻島青苗地区火災(190)	[消]消防法施行規則の一部改正 ・アナログ報知設備の技術基準追加
平成6年 (1994)	12/21 若喜旅館本(5)	70 P. C.	[消]消防法施行規則の一部改正 ・放送設備のシグナル,音声メッセージ技術基準追加
平成7年 (1995)		1/17 阪神・淡路大震災による火 災(7036)	
平成 8 年 (1996)	10/28 広島市営基町高層アパート上階 延焼火災	X(1 000)	[消]消防法施行令一部改正(SP の設置区準整備) • SP の設置基準整備 • 操作盤の設置等の基準整備
平成9年	2/1 アイシン精機刈谷工場		2/18 1.100 = 1000 time (2 = 2.00) 1.000 ptg
	11/17 白浜温泉天山閣火災		[建]建築基準法の一部改正 ・性能規定化
平成 11 年 (1999)			
平成 12 年 (2000)			[建]建築基準法,性能規定化関連施行令・告示の施行
平成 13 年 (2001)	9/1 新宿歌舞伎町ビル火災(44)		
平成 14 年 (2002)		6/29 稚内市市街地火災(31 棟, 約9000 m²)	[消]消防法の一部改正(法律30号) ・立ち入り検査の時間制限事前通告の廃止 ・措置命令等発動要件の明確化 ・防火対象物の定期点検報告制度の導入
平成 15 年 (2003)	4/23 メガマート豊中店	·	[消]消防法の一部改正 消防用設備等の性能規定化
平成 16 年 (2004)	12/13 ドン・キホーテ浦和花月店(3)		[消]消防法の一部改正 ・住宅用火災警報器の設置義務化
平成 17 年 (2005)			
平成 18 年 (2006)	1/8 長崎大村市 GH 安らぎの里(7)		
平成 19 年 (2007)	1/20 宝塚カラオケ店火災(3)		

20 コンクリート工学